

第5次基本計画策定専門調査会 第4回人材・意識ワーキンググループ
議事要旨

日時 令和2年6月19日(金) 13:00~14:30

(議事次第)

オンラインによる意見交換

(出席者)

座長 渡辺 美代子 国立研究開発法人科学技術振興機構副理事
座長代理 名越 澄子 埼玉医科大学総合医療センター消化器・肝臓内科教授
構成員 河野 銀子 山形大学学術研究院教授
同 治部 れんげ ジャーナリスト

(配布資料)

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)

(全体の議事の概要)

「科学技術・学術における男女共同参画の推進」、「教育・メディアを通じた男女双方の意識改革・理解の促進」に記載する内容について、意見交換を行った。

(意見交換)

1. 「科学技術・学術における男女共同参画の推進」について

- ・学校教育の現場では「教育プログラム」という言葉は使われていない。「授業研究」や「授業開発」という言葉にすれば、現場の教員や教育委員会にも理解されやすい。
- ・教科教育の指導方法を研究している大学の研究者が、教育の実務家や県教委と協力して授業開発を行っていることから、大学が小中高等学校と連携しながら男女共同参画に配慮したプログラム等を開発するとの記載にしたい。
- ・「相談窓口の活用により、各種ハラスメントの無い職場環境の整備等を促進する」のくだりは、「相談窓口の活用及び各種ハラスメントのない職場環境の整備」という並列の表現とするべき。
- ・「理工系学部が著しく低い」の「著しい」の記載は不要。脚注に記載のある学部別の女性割合と本文の表記の整合性を取るべき。
- ・私立大学等経常費補助金の記載において、私立大学における理工系女性人材の

研究支援を促すものを書くべきではないか。

2. 「教育・メディアを通じた男女双方の意識改革、理解の促進」について

- ・大学で行う教職員の養成と、教育委員会や現場で行う育成という言葉は使い分けているので、「養成」のみでなく「育成」という言葉を記載できないか。
- ・女性活躍推進法の改正について触れているが、教育委員会が取り組むべきことが読み手に伝わるように記載すべき。
- ・独立行政法人教職員支援機構について、研修の内容に男女共同参画の視点が含まれているかということに記載すべき。
- ・男女共同参画センター等の講師派遣や講座の開催など、教職員以外による多様な学習機会を誰に提供するのかを記載すべき。

以上